

(商工事業者の方へ)

精華町独自の給付金を支給します！

精華町では新型コロナウイルス対応融資制度の活用や、国、京都府の新型コロナウイルス感染症対策の補助金の交付を受けて、事業の継続に取り組む事業者の皆さまに給付金を支給します。

支給の対象となられる方及び給付額

① 精華町事業者応援給付金

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少した事業者を対象とした融資制度による融資を受けた、精華町に事業所を有する方。

給付額

中小企業 20万円 小規模事業者・個人事業主 10万円

② 精華町事業再出発支援給付金

対象者

国や京都府の新型コロナウイルス感染症対策の補助金の交付決定を受けた、精華町に事業所を有する方。

給付額

中小企業 最大15万円 小規模事業者・個人事業主 最大10万円
(補助金交付額の2分の1の額)

※給付金の対象制度の詳細につきましては裏面をご確認下さい。

申請方法

精華町ホームページで申請様式をダウンロード頂き、ご記入の上、必要書類をそろえて郵送又は持参してください。

※感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。

郵送先及び提出先

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

精華町役場 産業振興課宛

給付金の対象制度一覧

① 精華町事業者応援給付金

京都府の融資制度	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証5号）・災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号）・あんしん借換資金（危機関連枠）・新型コロナウイルス感染症対応資金
日本政策金融公庫の融資制度	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症特別貸付・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）（新型コロナウイルス感染症関連）・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付・生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付・新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）・生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローン）
商工組合中央金庫の融資制度	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）

② 精華町事業再出発支援給付金

国の補助金	<ul style="list-style-type: none">・令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（一般型）・令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）・令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
京都府の補助金	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等事業再出発支援補助金・中小企業者等緊急応援補助金

※上記給付金について、①、②を併せて給付を受けることは可能です。なお、①については複数の融資を受けていても、1事業者当たりの支給額は同様としますが、②については複数の補助金の交付決定を受けた場合、それぞれに支給額を決定します。

お問い合わせ先

精華町役場 産業振興課 商工観光係

TEL：0774-95-1903（直通）

mail：sangyou@town.seika.lg.jp